（別添1）事務の内容

「（1）住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容（本市既存住基システムを中心とした事務の流れ）

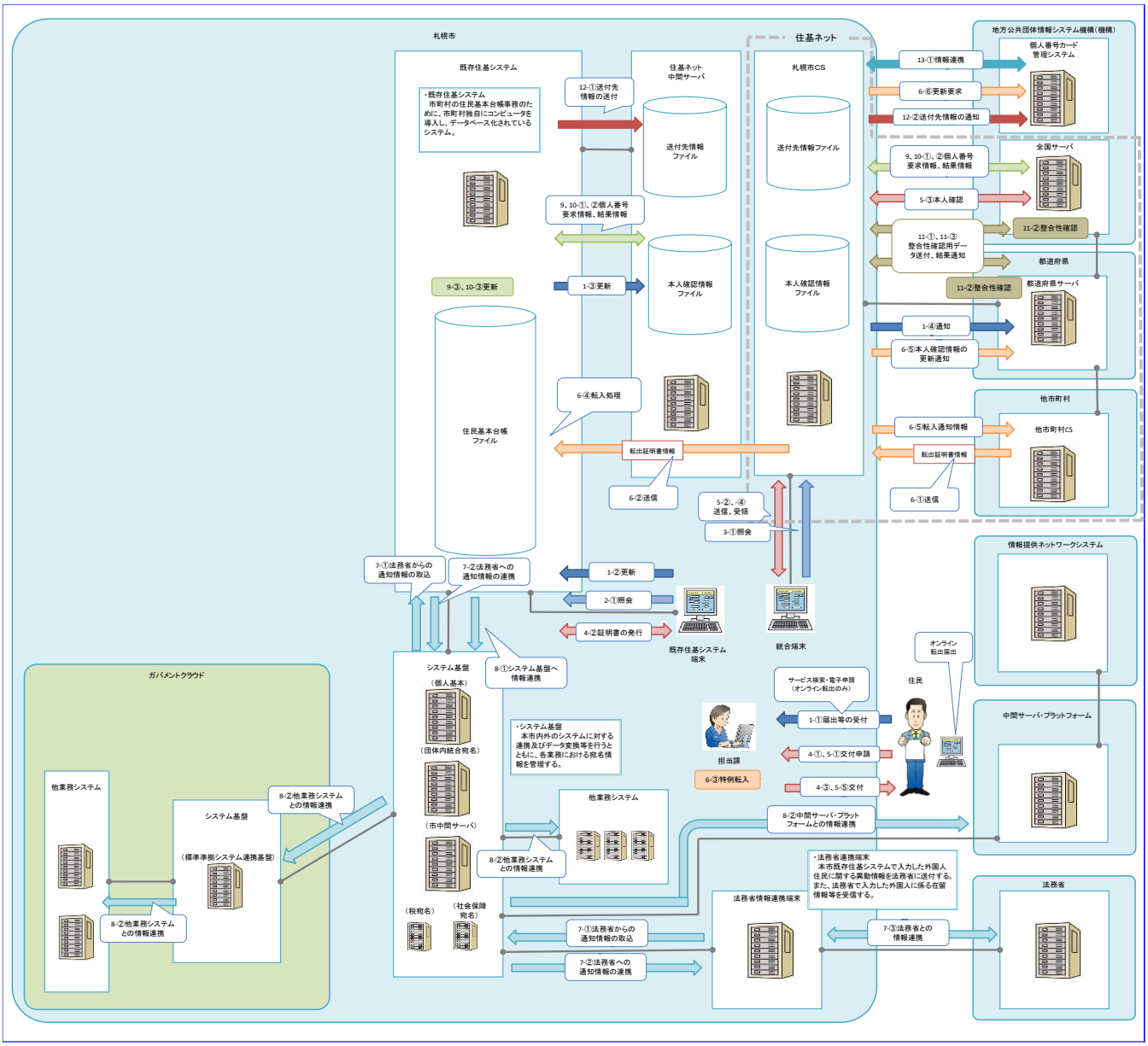

（備考）

1. 住民からの届出に伴う、住民基本台帳及び本人確認情報の更新に関する事務
 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。（マイナポータルから届出された転出については、サービス検索・電子申請機能を利用して受け付ける）
 1-②. 住民基本台帳ファイルを更新する。
 1-③. 札幌市の住民基本台帳ファイルにて更新された住民情報を基に、札幌市CSの本人確認情報ファイルを更新する。
 1-④. 札幌市CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 住民基本台帳の照会
 2-①. 4情報の組合せや個人番号をキーとして、既存住基システム端末より対象者の住民基本台帳を検索する。

3. 本人確認情報検索に関する事務
 3-①. 住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

4. 住民票の写しの発行に関する事務
4-①. 住民より住民票の写しの交付申請を受け付ける。
4-②. 既存住基システム端末より、対象者に係る証明書の作成、発行を行う。
4-③. 発行した証明書の写しを住民に交付する。

5. 住民票の写しの発行に関する事務（広域交付）
5-①. 札幌市以外の住民より住民票の写しの交付申請を受け付ける。
5-②、③. 統合端末において、住民から提示された個人番号カード記載の4情報又は4情報と紐づけられている住民票コードを送信し、札幌市CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
5-④. 全国サーバより、札幌市CSを通じて、本人確認結果を受領する。
5-⑤. 発行した住民票の写しを住民に交付する。

6. 個人番号カードを利用した転入（特例転入）
6-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
6-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
6-③.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。
※ 転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
※ 6-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、6-①・②を行う。
6-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
6-⑤. 札幌市CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
6-⑥. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

7. 法務省出入国在留管理庁との情報連携（特定個人情報を含まない）
7-①. 既存住基システムに、法務省情報連携端末から外国人住民に関する通知情報を取り込む。
7-②. 外国人住民の異動に関する通知情報を法務省情報連携端末に連携する。
7-③. 法務省情報連携端末は外国人住民の異動に関する通知情報を法務省と連携する。

8. システム基盤との情報連携
8-①. 既存住基システムにて更新された異動情報を、システム基盤に送付する。
8-②. システム基盤を通じて、庁内の他業務システム及び中間サーバ・プラットフォームと情報連携を行う。

9. 個人番号の付番
9-①. 個人番号を付番する必要のある異動情報に基づき個人番号生成要求情報を作成し、札幌市CSを通じて機構へ送付する。
9-②. 機構から札幌市CSを通じて個人番号生成結果情報を受領する。
9-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。

10. 個人番号の変更
10-①. 住民からの申請や職権により個人番号変更要求情報を作成し、札幌市CSを通じて機構へ送付する。
10-②. 機構から札幌市CSを通じて個人番号変更結果情報を受領する。
10-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。

11. 本人確認情報整合に係る事務
11-①. 札幌市CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
11-②. 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、札幌市CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
11-③. 都道府県サーバ及び全国サーバより、札幌市CSに対して整合性確認結果を通知する。

12. 送付先情報通知に関する事務
12-①. 既存住基システムより札幌市CSへ、札幌市における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を送付する。
12-②. 札幌市CSから個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

13. 個人番号カード管理システムとの情報連携
13-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。